の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（当該報告金融機関等が当該個人既存低額特定取引契約者に関し、その者の現在の住所又は居所が所在する国又は地域と異なる国又は地域に租税に関する法令の規定による報告を行っている場合を除く。）

4　令第六条の三第七項に規定する総務省令、財務省令で定める行為は、特定取引に関する助言又は金融商品若しくは金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、若しくは勧誘する行為とする。

5　令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所とする。

6　令第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合は、報告金融機関等が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十七条第一項第十九号に掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合において、同条第三項の規定により、当該変更又は追加に係る内容を確認記録（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第六条第一項に規定する確認記録をいう。以下同じ。）に付記し、又は確認記録に付記することに代えて、当該変更又は追加に係る内容の記録を別途作成したときとする。

7　令第六条の三第十四項に規定する総務省令、財務省令で定める記録は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十七条第三項後段の規定により別途作成することとされる記録とする。

8　令第六条の三第二十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、特定対象者（法第十条の五第一項に規定する特定対象者をいう。以下同じ。）の生年月日及び外国納税者番号等（当該特定対象者の住所等所在地国（法第十条の五第二項に規定する住所等所在地国をいう。以下同じ。）と認められる国若しくは地域（外国に限る。）として特定された国若しくは地域において当該特定対象者が有する納税者番号又は内国法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者（住所等所在地国と認められる国又は地域が外国であるものに限る。）があるものが有する法人番号をいう。以下同じ。）とする。

9　報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日又は外国納税者番号等がないときは、当該特定をした日から二年を経過する日までの間、少なくとも年一回、当該特定対象者に係る特定取引を行つた者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない。

10　令第六条の三第二十二項第三号に定める特定取引に係る契約に係る資産の価額は、外国通貨で表示された資産にあつては、外国通貨で表示された金額を、その年の十二月三十一日（同条第二十一項第二号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する該当しないこととなつた日とし、同項第四号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する行うこととなつた日とする。）における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額とする。

11　令第六条の三第二十二項第五号イに規定する総務省令、財務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　居住地国を示す情報

二　現在の住所又は居所

三　電話番号（外国を登録地とするものに限り、他に我が国を登録地とするものがない場合に限る。）

四　自動送金指図

五　代理権を有する者の住所又は居所

12　令第六条の三第二十二項第五号ロに規定する総務省令、財務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（令第六条の三第二十二項第五号ロに規定する郵便物をいう。次号において同じ。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている同項第五号ロに規定する郵便局（以下この号において「郵便局」という。）又は外国における郵便局に相当するものの所在地

二　前号に規定する者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所（同号に掲げる場所を除く。）

（任意届出書の記載事項等）

第十六条の四　法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、報告金融機関等が特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号とする。

2　法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める書類（そのものの氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）とする。

一　個人　当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ　住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

ロ　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの

ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

ニ　国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

ホ　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに限る。）又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）

ヘ　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

ト　旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの

チ　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの